

上田市地域防災計画 震災対策編

新旧対照表

令和3年3月

頁	新	旧	修正理由・備考								
8	<p align="center">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="215 284 1010 376"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力パワーグリッド㈱</td> <td>(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	中部電力パワーグリッド㈱	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること	<p align="center">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1108 284 1904 376"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力㈱</td> <td>(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	中部電力㈱	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (事業者名を修正)</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
中部電力パワーグリッド㈱	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
中部電力㈱	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること										

頁	新	旧	修正理由・備考
19	<p align="center">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(4) 地質、地盤の安全確保</p> <p>ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の<u>安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>- 中略 -</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p><u>ウ 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)</u></p> <p><u>エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p><u>オ 民間企業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>(別記)防災機能を有する道の駅一覧 風水害対策編 参照</u></p>	<p align="center">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(4) 地質、地盤の安全確保</p> <p>ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p><u>ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p><u>エ 民間企業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正・追加)</p>
21	<p align="center">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、<u>目標時間</u>等を定めておくものとする。</p>	<p align="center">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(被害が甚大な地域からは、発災当初、被害の報告が出来ないのが一般的であるため、時間軸を意識した情報収集の内容を定めることで、情報が無いことが、甚大な被害の可能性に関する重要な情報となるよう情報収集体制について記載を追加)</p>
23	<p align="center">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p><u>(4) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p align="center">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
27	<p align="center">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容 5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 (3)災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム(E M I S)</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p align="center">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容 5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 (3)災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害・救急医療情報システム</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (正式名所に変更)</p>
40	<p align="center">第10節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保を図るものとする。 <u>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u> <u>そのため、衛生、食事、睡眠(T:トイレ(衛生)、K:キッチン(食事)、B:ベッド等(睡眠))に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</u></p>	<p align="center">第10節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえた修正)</p>
42	<p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (4)帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。 <u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (4)帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (令和元年東日本台風における他都県での課題を踏まえた修正)</p>
43	<p>2 避難場所等の確保 (7)指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u> なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 - 中略 - (9)テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</u> (10)指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 - 中略 - (15)<u>「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)長野県避難所TKBスタンダード</u>等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。 - 中略 - (17)指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p>	<p>2 避難場所等の確保 (7)指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 - 中略 - (9)テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 (10)指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 - 中略 - (15)<u>「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)</u>等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。 - 中略 - (17)指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (避難所の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な事項について追加、避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
46	<p>5 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者以外の状況把握</p> <p>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風災害対応の振り返りを踏まえた修正）</p>
59	<p align="center">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。</p> <p><u>この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p>	<p align="center">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
59	<p>2 市防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。また、<u>IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り</u>、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。</p>	<p>2 市防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。また、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
66	<p align="center">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p><u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。</u></p> <p>1 緊急時の迅速な避難行動につながる対策</p> <p>ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、<u>決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、耐震対策を推進する。</u></p>	<p align="center">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p><u>巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、耐震性が不足するため池について順次耐震工事を実施する。</u></p> <p><u>防災重点ため池等、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。</u></p> <p><u>防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万㎡以上のため池、下流に人家や公共施設等が存在し、市が指定したため池</u></p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（県による防災重点ため池の再選定に伴う修正）</p>
66	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 ため池の諸元、<u>改修履歴</u>等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p> <p>2 <u>ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</u></p> <p>3 ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 ため池の諸元、<u>施設の構造及び下流の状況</u>等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p> <p>2 <u>必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。</u></p> <p>3 ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（長野県ため池整備計画の制定に伴う修正）</p>

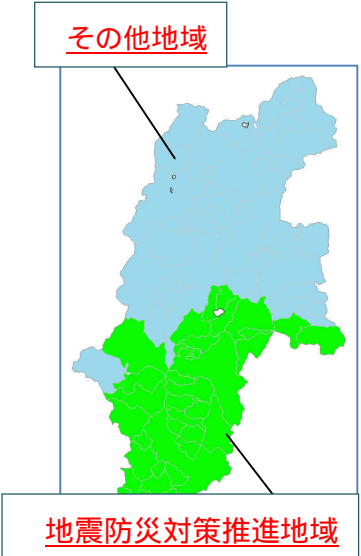
頁	新	旧	修正理由・備考
67	<p align="center">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 1 農水産物災害予防計画 農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p>	<p align="center">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正（組織皆瀬に伴う修正）
72	<p align="center">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p align="center">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「自分の命は自分で守る。」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）
72	<p>第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 ア 地震及び津波に関する一般的な知識 イ 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）及び津波に関する知識 ウ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識 (以下略)</p>	<p>第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 ア 地震及び津波に関する一般的な知識 イ 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）及び津波に関する知識 ウ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識 (以下略)</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）

頁	新	旧	修正理由・備考																																				
83	<p align="center">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 また、市・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 533 1039 868"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市</td> <td>上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況	市	上田地域振興局	社会福祉施設被害	施設管理者	上田地域振興局	農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合	<p align="center">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 また、市・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 533 1935 868"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局・上小農業改良普及センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況	市	上田地域振興局	社会福祉施設被害	施設管理者	上田地域振興局	農・畜・養蚕・水産業被害	市	上田地域振興局・上小農業改良普及センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正、組織改正に伴う修正）</p>
調査事項	調査機関	協力機関																																					
概況速報	市	県関係現地機関																																					
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																																					
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況	市	上田地域振興局																																					
社会福祉施設被害	施設管理者	上田地域振興局																																					
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合																																					
調査事項	調査機関	協力機関																																					
概況速報	市	県関係現地機関																																					
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																																					
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況	市	上田地域振興局																																					
社会福祉施設被害	施設管理者	上田地域振興局																																					
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上田地域振興局・上小農業改良普及センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合																																					
84	<p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(1) 報告様式 被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、市関係課及び関係機関より県危機管理防災課（県災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市内の内訳を添付するものとする。</p>	<p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(1) 報告様式 被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、市関係課及び関係機関より県災害対策本部への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市内の内訳を添付するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の統一）</p>																																				
86	<p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(1) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。 (2) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。</p>	<p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(1) 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。 (2) 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正等）</p>																																				

頁	新	旧	修正理由・備考						
89	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>① □東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② □東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ □東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>・ □「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月18日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・ □「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> </td> </tr> </table>	<p>① □東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② □東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ □東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>・ □「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月18日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・ □「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>① □東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② □東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ □東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>・ □「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月18日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・ □「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p style="color: red;">東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="color: red;">・ □「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定）</p> <p style="color: red;">・ □「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p> </td> </tr> </table>	<p>① □東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② □東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ □東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>・ □「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月18日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・ □「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>	<p style="color: red;">東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p style="color: red;">・ □「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定）</p> <p style="color: red;">・ □「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
<p>① □東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② □東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ □東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>・ □「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月18日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・ □「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>								
<p>① □東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② □東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ □東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>・ □「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月18日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・ □「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>								
<p style="color: red;">東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p style="color: red;">・ □「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定）</p> <p style="color: red;">・ □「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p>								
109	<p style="text-align: center;">第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>シ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>- 中略 -</p> <p>タ <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p>チ <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>ツ <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p> <p>- 中略 -</p> <p>シ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>						

頁	新	旧	修正理由・備考
112	<p>8 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p><u>エ</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><u>オ</u> 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p>	<p>8 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p><u>イ</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考						
134	<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>1 目的 「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることが義務付けられている。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報について (1) 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報名</th> <th style="text-align: center;">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報</td> <td>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南海トラフ地震関連解説情報</td> <td>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)。 すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</td> </tr> </tbody> </table> <p>南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の形で情報発表される。</p> <p>(2) 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ</p> <pre> graph TD A[現象発生] --> B[南海トラフの想定震源域 またはその周辺で M6.8以上の地震が発生] A --> C[南海トラフの想定震源域の プレート境界面で 通常とは異なる ゆっくりすべりが 発生した可能性] B --> D[5～30分後 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表 (★)] C --> D D --> E[1～2時間後 有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し 起こった現象を評価] E --> F1[プレート境界の M8以上の地震 (※1)] E --> F2[M7以上の地 震(※2)] E --> F3[ゆっくりすべり (※3)] E --> F4[左の条件を 満たさない 場合] F1 --> G1["(最短) 2時間後 南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)"] F2 --> G2["(最短) 2時間後 南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)"] F3 --> G3["(最短) 2時間後 南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)"] F4 --> G3 </pre> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース) ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース) ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)</p> <p>※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正</p> <p>気象庁報道発表資料より</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)。 すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある	(新設)	長野県地域防災計画に合わせて修正 (南海トラフ地震臨時条の運用に伴い新設)
情報名	情報発表条件								
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合								
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)。 すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある								

頁	新	旧	修正理由・備考
<p>131 (続き)</p>	<p>3 推進地域 <u>長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。</u></p> <p><u>岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町</u></p>  <p>The map shows Nagano Prefecture with a green-shaded area in the south labeled '地震防災対策推進地域' (Earthquake Disaster Countermeasure Promotion Area) and a light blue-shaded area in the north labeled 'その他地域' (Other Areas). Arrows point from the labels to their respective regions on the map.</p>	<p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (南海トラフ地震臨時条の運用に伴い新設)</p>